

○明和町駅前プラザの設置及び管理に関する条例

平成28年12月 8 日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、明和町駅前プラザ（以下「駅前プラザ」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 川俣駅周辺地域のにぎわいの創出、公共交通機関利用者の利便性の向上、町民相互の交流並びに産業の振興及び情報の発信を図り、もって活力ある駅周辺地域の形成に資するため、駅前プラザを設置する。

(名称及び位置)

第3条 駅前プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
駅前プラザ「メイちゃん家」	明和町中谷328番地10

(事業)

第4条 駅前プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 川俣駅周辺地域におけるにぎわいの創出を図る事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 町民相互の交流のための施設提供に関すること。
- (3) 産業の振興及び情報の発信に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駅前プラザの設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第5条 町長は、駅前プラザの管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務等)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 駅前プラザの施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の利用、維持管理及び清掃に関する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

2 町長は、第4条に掲げる事業の実施のために指定管理者が行う事業による収入を、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(休館日)

第7条 駅前プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 毎週水曜日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を受けて、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第8条 駅前プラザの開館時間は、午前8時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒否し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認める者
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駅前プラザの管理運営上支障があると認める者

(広告物の掲示)

第10条 駅前プラザにおいて、広告物の掲示を希望する者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、広告物が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、掲示の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (2) 美観を損ねるおそれがあるもの
- (3) その他不相当と認めるもの

3 掲示の許可を受けた者（以下「掲示者」という。）は、広告物の掲示及び撤去を行うときに、指定管理者の指定する者の立会いを求めなければならない。

4 広告物を掲示できる期間は、1月単位とする。

（広告物の掲示に係る料金）

第11条 掲示者は、当該許可を受けた後、速やかに、別表に定める広告物の掲示に係る料金（以下「料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 町長は、指定管理者に料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

（料金の減免）

第12条 指定管理者は、規則で定めるところにより、料金を減額し、又は免除することができる。

（原状回復の義務）

第13条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第14条 駅前プラザを利用する者（以下「利用者」という。）が、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める額を賠償しなければならない。

（利用者に対する指示）

第15条 指定管理者は、駅前プラザの管理上必要があるときは、利用者に対し指示をすることができる。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月23日から施行する。
- 2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

掲示規格	掲示期間	料金
A 1	1月	3,000円

備考 この表にない月数で申請しようとする場合の料金の額は、1月の料金の額に、申請する月数を掛け合わせて算出した額とする。